

植物防疫法施行規則及び関係告示の一部改正案について寄せられた御意見及びそれに対する考え方について

1 パブリックコメント

(1) 実施期間：令和6年3月15日から4月13日まで

(2) 提出意見：3通

(3) 御意見及びそれに対する考え方

| 番号 | 御意見 | 御意見に対する考え方 |
|----|---|---|
| 1 | 省令案の2ページの改正前欄の14行目「新設」は「加える」のほうがよい。同1ページの11行目の例と同様に。 | 省令を改正する際の新旧対照表について、条項等を追加する場合は、改正前欄に「新設」と記載することとしております。 |
| 2 | <p>今回の改正内容については異論はありませんが、その他の部分についての意見です。</p> <p>施行規則別表1の第1の1(検疫有害動物)の(1)について、最新の学名が反映されていないものがあります。</p> <p>Abgrallaspis aguacatae → Davidsonaspis aguacatae</p> <p>Abgrallaspis perseae → Clavaspis perseae</p> <p>新しい分類による学名がすべて正しいというわけではなく、また変更されたからと言って必ず追従すべきというものでもありませんが、これら2種についてはEPP0のデータベースでも新しい学名が掲載されています。日本でも学名の変更をご検討ください。</p> | <p>ご意見ありがとうございます。ご指摘のとおり、EPP0 Global DatabaseにおいてPreferred nameとして記載されていることを確認しています。</p> <p>学名の変更への対応については、随時変更されていくものであることから、その都度検討の上、順次反映していくこととしております。</p> |

| | | |
|---|---|--|
| 3 | <p>検疫の対象とするものを明示するポジティブリスト制度であれば、検疫の対象としない種を追加することに意味はないのではと思います。ポジティブリスト制度とした経緯は対象とする病害虫を明確にし、メリハリのある検疫を行うためと第1次改正の資料には記載されています。制度が変わって10年以上が経ち、ここ数回の改正ではポジティブリストに指定されている種はほとんどなく、ネガティブリストになる種ばかりが追加されています。どのような考え、計画でこのような作業を進めているのか再度示して欲しいです。</p> | <p>御指摘のとおり、平成23年の植物防疫法施行規則等の第一次改正の際に、輸入検疫の対象病害虫を明確化し、適切な検疫措置を設定するなどの見直しを行うことにより、国際ルールへの調和を図りつつ、リスクに応じた輸入検疫制度を構築するとされました。</p> <p>このことを踏まえ、病害虫リスク評価を行い、我が国に侵入した場合に国内農業に大きな被害をもたらす可能性のある病害虫を検疫の対象としてリスト化するとともに、国内に広く分布しており農作物に新たな影響を及ぼさないものは検疫の対象から除外することにより、メリハリの効いた輸入検疫の推進を図ってきたところです。</p> <p>一方で、現在のところ、リスク評価が終了していないために科・属の単位で暫定的に検疫の対象としている病害虫も残っております。これらについては、現在リスク評価を実施し、順次、検疫有害動植物の指定を行い、ポジティブリスト化を進めているところです。ただし、国内に広く分布している等の理由により、我が国の農作物に新たな影響を及ぼさないと評価された場合には、検疫の対象としない旨規定することとしています。</p> |
|---|---|--|